

令和5年第5回定例会  
(2日目)

津別町議会会議録

令和5年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和5年6月8日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和5年6月21日 午前10時00分

閉会日時 令和5年6月21日 午前10時59分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	×	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 高橋 剛 9番 山内 彬
2			諸般の報告	
3	議案	41	津別町墓地条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	42	津別町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	43	財産の取得について（道路維持作業車）	
6	〃	44	財産の無償貸付について（小規模多機能型居宅介護事業所）	
7	〃	45	令和5年度津別町一般会計補正予算（第3号）について	
8	〃	46	令和5年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
9	〃	47	令和5年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
10	意見書案	1	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
11	〃	2	令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
12	〃	3	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	意見書案	4	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について	
14	報告	2	継続費の逡次繰越しについて（津別町一般会計）	
15	〃	3	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
16	〃	4	事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）	
17	〃	5	繰越明許費の繰越しについて（津別町下水道事業特別会計）	
18	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
19	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
20	〃	8	例月出納検査の報告について（令和4年度2月分、3月分、4月分、令和5年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 高 橋 剛 君      9 番 山 内 彬 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 41 号 津別町墓地条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第 41 号を説明させていただきます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

このたびの津別町墓地条例の改正理由につきましては、本条例において設置しています岩富、共和、栄墓地について、墓地台帳上、既に 1 件も登録がなく、現状、墓地には墓石などの工作物は全て撤去されている状況であり、今後の利用も見込めないことから、地域自治会にも廃止の意向について確認したところ、了承を得られましたので廃止する改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおり、第 2 条の表において岩富、共和、栄を削ります。

議案書にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものです。

附則といたしまして、施行期日については公布の日とします。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、高橋剛君。

○8 番（高橋 剛君） 私、このことに関しましては委員会で聞かせていただいたので問題はないかなと思っているのですが、ちょっと聞き忘れたところがございますので、お答えいただければと思います。

廃止された後の土地なんですけども、管理等は津別町でやられるということによろしいのかどうか、それともう一つ、その空いた土地の利用というか、将来的にどうするというビジョンはあるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） 今後の管理につきましては、津別町のほうで行

うこととなります。

共和と栄につきましては、ほぼ山林と化している状況にもあります。栄のほうは山林のふもとにありますので、ほぼ山林と一体化しています。共和の状況にしても、もう既に山林というような状況になっていますので、周りの土地と一体として管理する状況になるかと思えます。岩富につきましては、そこだけが津別町の土地で、周りは私有地となっていますが、現状としては津別町で管理することとして、今後の利用としては利用の見込みはないような状況となっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 42 号 津別町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 42 号につい

て説明申し上げます。

説明資料 2 ページをご覧ください。

1 の改正理由につきましては、現在、地域防災計画と水防計画の改定作業を進めているところですが、水防計画の策定などについては水防協議会で審議することとしていましたが、防災会議でも水害対策について審議していることなどから、一元化を図るためです。

2 の改正内容につきましては、水防協議会条例を廃止して、新旧対照表に記載のとおり第 2 条第 4 号として、その事務を防災会議に統合するものです。

議案に戻っていただきたいと思います。

ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものです。

附則として、1 の施行期日は公布の日から、2 は、津別町水防協議会条例を廃止とするものです。

以上、議案第 42 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 43 号 財産の取得について（道路維持作業車）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 43 号についてご説明をいたします。

本件につきましては、道路維持作業に使用する備品の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称等といたしましては道路維持作業車 1 台。

納入場所は、津別町字豊永 18 番地 1、除雪センターとなります。

契約の方法につきましては、随意契約。

取得金額 1,465 万 7,082 円（うち消費税及び地方消費税額 133 万 2,462 円）です。

取得の相手先は、北見市栄町 1 丁目 3 番地 5、東北海道いすゞ自動車株式会社北見支店 支店長 林利美となります。

説明資料 3 ページをご覧ください。

購入する車両の概要をまとめて記載しております。車両性能として乗車定員、総排気量ほか記載をしているとおりであります。

なお、契約の方法が随意契約で行う理由といたしましては、当町が求める車両の仕様が、この表にも記載しておりますが 4WD であり、荷台がダンプ式、加えて移動式クレーン搭載となる車両が当該車両のみであったことから、1 社指名し 6 月 5 日に入札執行、落札となったことから、本案件議決後に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものです。

なお、納入期限は令和 6 年 10 月 31 日としており、予算につきましては、先の臨時会で繰越明許費補正予算を組ませていただいております。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 43 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 44 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 44 号 財産の無償貸付について（小規模多機能型居宅介護事業所）を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 44 号についてご説明いたします。

本件については、町内で小規模多機能型居宅介護事業所を運営する「夢ふうせんのか」への土地の無償貸付の更新であります。

現在の貸付期間は、平成 25 年 7 月 1 日から令和 5 年、本年 6 月 30 日までの 10 年間で無償貸付をしているものですが、当事業所から引き続き無償貸付の申し出がありましたので再貸付をしようとするものであります。

無償貸付をする財産は、区分、土地、所在は津別町字達美 213 番地 9、面積は 3,084 平方メートル。

貸付けの相手先は、北見市美芳町5丁目2番地13号、株式会社エムリンク 代表取締役 川本純子。

無償貸付の目的は、公募により整備した小規模多機能型居宅介護事業所「夢ふうせんのか」に対し、町有地を無償で貸し付けることにより、当該事業所の円滑な運営と良質な地域密着型居宅介護サービスの確保を目的とするものであります。

貸し付けの期間は、令和5年7月1日から令和15年6月30日まで財務規則で認められる最長の10年間とするものであります。

以上、財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第45号 令和5年度津別町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第45号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において職員の採用、人事異動及び共済費などの率の改定などに伴う給与費の補正、5月25日に開催の第4回全員協議会で協議させていただいた、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援事業及び農林業費における各種の補助事業の増額などを中心とした補正予算となります。

なお、給与費につきましては、一般会計では職員数2名の増で、合計では78万9,000円の増額、特別会計をあわせた全会計では、職員数1名の増で743万9,000円の減額となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ9,711万5,000円を追加し、補正後の予算総額を66億865万5,000円とするものです。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので7ページから8ページをお開きください。

なお、給与費については、冒頭に説明したとおりですので、各款項における説明は割愛させていただきます。

款1、項1議会費、議会運営費は、台湾二水郷への訪問にかかる旅費について、最近の旅行需要の高まりと物価高騰により不足が生じることから23万8,000円の増額です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、9ページから10ページをお開きください。中段の総務管理経費は、台湾二水郷への訪問にかかる旅費について、議会費と同様の事由により増額です。

13ページから14ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は16ページになります。国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金は、人件費分の減額となります。低所得世帯支援給付金は次ページにわたりますが、コロナ臨時交付金を活用し住民税非課税世帯に対して、1世帯当た

り3万円を給付するもので、対象を800世帯と見込み関連経費を含め2,488万4,000円の増額です。18ページをお開きください。社会福祉事業所助成金は、コロナ臨時交付金を活用した町内社会福祉事業所への助成金の増額となります。19ページから20ページをお開きください。目5老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園及びデイサービスセンターに対する設備等の修繕5件分の補助で、133万2,000円の増額。福祉寮運営経費は、運営の安定化を図るために代替寮母を常勤に変更したことにより減額です。

下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の地域医療維持助成事業は、過疎債ソフト分の発行限度額の増に伴う財源内訳の補正です。23ページから24ページをお開きください。項2清掃費、目1塵芥処理費のリサイクル施設管理経費は、フォークリフトの購入財源に予定していた過疎債が対象外となったことにより、財源を公共施設等整備基金へ補正するものです。

款6農林業費、項1農業費は25ページから26ページをお開きください。下段の目3農業振興費、その他農業振興対策経費は、活汲の旧農業集落排水処理施設の一部活用に向けた内部改修工事で384万円の増額、その下の鳥獣被害防止総合対策事業は、事業実施計画の承認による緊急捕獲活動支援事業の内示により増額です。27ページから28ページをお開きください。産地生産基盤パワーアップ事業は、大豆コンバインの導入補助、その下の麦・大豆生産技術向上事業は、土づくりやスマート農業等への取り組みに対する補助、さらに下の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業は、てん菜から他の作物への転換を支援する補助で、いずれの事業もトンネル補助事業で増額です。目4振興事業費、国営農地再編整備事業推進事業は、令和6年度に実施予定の換地計画業務を前倒しで実施することに伴う増額です。項2林業費は29ページから30ページをお開きください。目2林業振興費、森林環境譲与税活用事業は愛林のまち私有林整備事業の保育間伐の事業料増加により増額となります。

款7、項1商工費は31ページから32ページをお開きください。目2商工振興費の商工振興補助費等は、第9弾となる新型コロナウイルス対策お買い物割引券発行事業の経費で増額です。

款8土木費は33ページから34ページをお開きください。項2道路橋梁費、下段の

目3道路橋梁新設改良費、町道整備事業は、町道73号線道路改良工事の整備財源に見込んでいた過疎債について、道路の位置や幅員等が特認事項として認められなかったことにより、財源を一般財源に補正するものです。

35ページから36ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は次ページをお開きください。下段の教育委員会事務局経費は北見柏陽高校創立100周年記念事業にかかる負担金で増額です。目3義務教育振興費、義務教育振興事業経費は次ページをお開きください。津別中学校の全日本少年軟式野球北海道大会参加にかかる負担金で増額です。目4スクールバス運行費、スクールバス経費は、子どもの送迎バスに置き去り防止安全装置を装備するもので、167万9,000円の増額です。項3中学校費、目2教育振興費、その他中学校教育振興経費は、学習補助員にかかる社会保険料等の増により25万8,000円の増額です。項4社会教育費は41ページから42ページをお開きください。目2社会教育振興費、放課後子ども教室経費は、指導員補助の通勤にかかる費用弁償で増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で3,851万4,000円の増額です。

款15道支出金、項2道補助金、目4農林業費道補助金は、それぞれ歳出で説明した事業に対する補助金で増額。目6教育費道補助金は、子どもの送迎バス置き去り防止安全装置にかかる補助金です。

款18繰入金、項1基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、歳出で説明したリサイクルセンターで使用するフォークリフト購入にかかる増額、地域振興基金繰入金は、地域医療助成事業にかかる過疎債ソフト分の発行限度額の増に伴い減額、森林環境譲与税基金繰入金は、愛林のまち私有林整備事業にかかる増額です。

款19繰越金、前年度繰越金は一般財源不足分の増額です。

款20諸収入、項3受託事業収入、目2農林業費受託事業収入は、国営農地再編換地推進業務の事業量の増加に伴う増額。項4、目6雑入は、雇用保険料個人負担分の増額です。

5 ページから 6 ページをお開きください。

款 21、項 1 町債、目 2 衛生債の地域医療維持助成事業は、過疎債ソフト分の発行限度額の増による増額、フォークリフト購入事業と目 4 土木債の町道 73 号線道路改良事業は、起債の対象外となったことによる減額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

第 2 条は地方債補正で、2 ページめくりまして第 2 表のとおり 1 事業の限度額を変更、2 事業を廃止し、補正後の限度額は 5 億 5,730 万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） 歳出の 26 ページ、農業振興費のその他農業振興対策経費、14 工事請負費の 384 万円、今、財政課長の説明では活汲の農業集落排水処理施設の内部改修という説明がございましたが、確かあれば、もう処理施設は稼働していないかと思いますが、どのような内部改修をされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは、今のご質問についてお答えいたします。

今回、改修しようとする活汲農業集落排水処理施設につきましては、議員ご指摘のとおり現在は未使用中の施設でございます。それらにつきまして、廃止する際に地域活性化の活動のためにというふうな目標がございますので、今後そういった形で活用できるように工事内容といたしましては、現在、排水設備、トイレがつながっておりませんのでトイレの接続と、そして一部中身にあります機器等の撤去、移設というふうな形の工事内容になっております。

○議長（鹿中順一君） 9 番、山内彬君。

○9 番（山内 彬君） この施設は農業集落排水事業で建設されたというふうに思い

ますが、この施設を補助事業で完成させて、これまで稼働させてきたのですが、これを別な目的に利用できるのかどうか、その辺りのことは国のほうと協議されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） この施設につきましては、平成 25 年に国と協議を行いまして、長期使用施設の廃止届を提出して了承していただいているところでございます。といいますのも、この施設につきましては、農業集落排水施設につきましては平成 30 年に公共下水道と接続しておりまして、その接続にかかる工事着手の前に国との協議を終わらせて、使用については停止というふうな形で利用の廃止届を出して了承いただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7 番、佐藤久哉君。

○7 番（佐藤久哉君） 33 ページ、項 2 道路橋梁費 1,370 万円の減額になっていまして、先ほど起債の対象外になったということの説明を受けましたけれども、73 号線の道路改良費ということであれば、何かほかの手当てをするのかどうか、今後、起債から外れて他の地方債を探すのか、これからどうしていくのか考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） 今のご質問にお答えします。

当初、過疎債を充当する事業として進めておりましたが、当たらないということで、その他この道路に関する補助メニューはないということですので、単費 1 本で進めさせていただくということになります。

○議長（鹿中順一君） 7 番、佐藤久哉君。

○7 番（佐藤久哉君） 他の道路の改良で、全部単費ではやっていないと思うんですけど、過疎債が当たらなかったとき、使っているような地方債はないのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） はい、該当するものはございません。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 1点だけお聞きしたいと思います。

30ページになりますが、森林環境譲与税活用事業の中で保育間伐による増ということで予算が組み立てられたところではありますが、これは愛林のまち私有林整備事業ということもあり行うことではありますが、そこでちょっとお聞きしますが、保育間伐による関係で、保育の面積、あるいは間伐の面積、箇所、それから間伐については大体植え込みしてから何年ぐらいたったものを間伐するのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 森林環境譲与税における愛林のまち私有林整備事業についてなんですけども、今回、補正する面積としましては、当初、予算で予定しておりました面積が12.96ヘクタールから71.77ヘクタールまで間伐が増えるものです。また、これにあわせまして冬期に行われます間伐事業、57.65ヘクタールもあわせて補正により予算をお願いするものであります。

この保育間伐につきましては、町内一円に行われるものです。かつては、いわゆる除伐といわれたものに該当するかどうかと思うんですけども、10年を超えたものから徐々に成長を見ながら、侵入してきた雑木とか、あるいは成長の悪い木を切って除外するといった内容となります。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今の説明の内容でわかりました。いわゆる冬期間の除伐、このところをやめて、そして間伐に切り替えて実施するというこの理解でよろしいですか。そして箇所はどこになりますか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 除伐につきましてはそのとおり、除伐という言葉が、以前は除伐というと侵入してきた木と成長の悪い木を切ることを言っていたのですが、今ちょっと内容が変わってきて、除伐というのは、本当にちょっとした細い

侵入木を切るような内容となって、保育間伐というのは、先ほど言ったような侵入木と成長の悪い木を切るというような内容ということで定義が変わってきているところ  
です。

箇所数ですけど、申し訳ございません。ちょっと資料がないのですが、町内には保育間伐をする、これまで造林を進めた林もたくさんありますので、そういったところで保育間伐の事業を実施するという内容になっています。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 46 号 令和 5 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 46 号についてご説明いたします。

補正予算の条文といたしまして、第1条第1項として、歳入歳出予算の総額から、それぞれ205万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億1,994万6,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費では、目1一般管理費の給与費で人事異動に伴う精査によりまして、206万5,000円の減額です。

総務一般事務経費につきましては、マイナンバーカードと健康保険証一体化に関する周知広報リーフレット印刷で1万1,000円の増額となります。

続いて歳入となりますので、3ページ、4ページにお戻りください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で205万4,000円の減額となります。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表つきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額につきましては第1項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 47 号 令和 5 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 47 号についてご説明をいたします。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 616 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 3,833 万 7,000 円とするものでございます。

第 2 項は後ほどご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、人事異動による給与費の減額で 616 万 3,000 円の減額です。

続いて歳入のご説明をいたしますので、3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金は、616 万 3,000 円の減額で、歳出でご説明いたしました人事異動による給与費の減額にかかるものでございます。

それでは、補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第 1 表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] ただいま上程となりました、意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、全文を読み上げまして提案させていただきます。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。

このため、令和 6 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的

確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の10項目の事項について実現を要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣ほか関連する大臣に送付するものです。

以上、ご提案申し上げましたので、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、意見書案第2号 令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、意見書案第2号 令和5年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、一部読み上げ提案をさせていただきます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

経済財政運営と改革の基本方針2022において「より早期に全国加重平均が1,000円

になることを目指す」ことが堅持され、令和4年度北海道地方最低賃金審議会の答申においても、同様の内容の表記がなされた。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、近年の物価上昇は個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正にあたって、下記の3項目の措置を講ずるよう地方自治法第99条の規定により、意見書を強く要望、提出するものであります。

提出先につきましては、厚生労働省北海道労働局長であります。

議員各位のご理解をいただき、賛同されることを切にお願いし提案させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 意見書案第3号についてご説明します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の全文を読んで説明をします。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であります。この制度における国の負担率が平成 18 年に 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更されました。

また、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもたちが増加しています。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の 2 分の 1 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、以下の 5 項目について要請をします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先については、内閣総理大臣、衆参両院議長、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣になっております。

どうぞ承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、意見書案第 4 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 4 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、全文を読み上げ提案といたします。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災、減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、下記以下の3点について強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか各大臣であります。

皆さまのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、報告第 2 号 継続費の逡次繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から、令和 4 年度津別町一般会計予算に係る継続費の逡次繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、報告第 3 号 繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

町長から、令和 4 年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、報告第 4 号 事故繰越しの繰越しについて（津別町一般会計）を議題とします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 10 時 56 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、令和 4 年度津別町一般会計予算に係る事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、報告第5号 繰越明許費の繰越しについて（津別町下水道事業特別会計）を議題とします。

町長から、令和4年度津別町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、報告第6号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の令和4事業年度事業報告及び決算、令和5事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、報告第7号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の令和4事業年度事業報告及び決算、令和5事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243号の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第8号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和4年度2月分、3月分、4月分、令和5年度4月分の例月出納検査について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和5年第5回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時59分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員